

業 務 設 計 書

							技術管理課		
設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長補佐	課長	係	係長	課長
令和07年度			主管 佐伯区役所農林建設部維持管理課第二維持係				設計 令和 07年 04月		
業務名 石内川維持管理業務							履行期間 契約締結の日から 日間 令和 07年 11月 28日 まで		
履行場所 佐伯区五日市町大字石内ほか									
予算科目			業 務 金 額 (内訳)						
会計 一般会計			.....						
(款) 土木費			.....						
(項) 河川費			.....						
(目) 河川維持費			.....						
施行理由 本業務は、石内川の緑地帯の除草等を行うことにより、施設の機能 保持及び環境の改善を図るものである。									
業務内容 植栽維持工 1式 清掃工 1式									



# 内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・業務区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本業務費					
河川維持					
植栽維持工					
樹木・芝生管理工					
	1	式			第 0001 号 明細書
清掃工					
路面清掃工					
	1	式			第 0002 号 明細書
直接業務費計					
共通仮設費計					
共通仮設費（率分）					
	1	式			
純業務費					
現場管理費					
	1	式			
業務原価					
一般管理費等					
	1	式			

# 内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・業務区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(内数) 契約保証費		式			
	1				
業務価格					
消費税及び地方消費税相当額		式			
	1				
本業務費計					

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
植樹管理工(芝刈) J01=1000m2以上, J02=供用区間 環境緑地帯	5,100	m2			
植樹管理工(抜根除草) J01=抜根除草 植込地, J02=1000m2以上, J03=供用区間 環境緑地帯	2,240	m2			
植樹管理工(寄植せん定) J01=中木, J02=100m2以上1000m2未満, J03=供用区間 環境緑地帯	120	m2			
植樹管理工(寄植せん定) J01=低木, J02=100m2以上1000m2未満, J03=供用区間 環境緑地帯	750	m2			
植樹管理工(低木・中木せん定) J01=円筒形 樹高100cm以上200cm未満, J02=50本以上, J03=供用区間 環境緑地帯	40	本			
植樹管理工(低木・中木せん定) J01=円筒形 樹高200cm以上300cm未満, J02=50本以上, J03=供用区間 環境緑地帯	44	本			
植樹管理工(防除)(材料費含まず) J01=高木 幹周60cm未満, J02=10本以上50本未満, J03=供用区間 環境緑地帯	42	本			
薬剤	0.3	L			
処分費	5	t			T
(内数)処分費					
合 計					
(内数)処分費					

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
路面清掃 (歩道等・人力)					
J01=歩道 少ない	11,376	m2			
合 計					







# 仕 様 書

- 1 本仕様書は、石内川維持管理業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の履行箇所は、別添図面のとおりとする。詳細については、発注者の指示に従うこと。
- 3 業務契約後、速やかに現場責任者届及び委託業務実施計画書等を提出すること。
- 4 除草作業は、動力草刈機と手刈りにて行うこと。また、日々のせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草は、すみやかに広島市ごみ焼却場へ搬出すること。
- 5 除草等の作業時には、受託者の責任において飛び石防護措置等を講じ通行者等の第三者に迷惑のかからないように細心の注意を払い、安全対策を図ること。
- 6 芝刈及び抜根除草、路面清掃工の回数については2回とし、その他は1回とする。  
実施時期については、以下の通りとする。  
1回目：⑦石内八幡川合流点地区：発注者から指示のあった日より、7月下旬頃まで  
上記以外の地区：発注者から指示のあった日より、7月中旬頃まで  
2回目：10月上旬から10月中旬頃まで  
詳細な時期は、発注者と協議のうえ決定すること。  
上記実施時期以外においても発注者からの指示があれば、それに従うこと。
- 7 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- 8 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有するもの（直接的な雇用関係にあるものに限るが、同一人物である必要はない。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。  
なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。
- 9 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 10 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 11 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。  
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。

## 12 報告事項

作業終了後は、作業期間の最終月の業務終了後 14 日以内（閉庁日含む。）に、委託業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。

- ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
- ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量

13 本仕様書に定めていない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

位置図

広島市

1981.9.49  
-174719.27

21359.49  
-174719.27



1981.9.49  
-177129.27

21359.49  
-177129.27

縮尺(1:10,000)

位置図

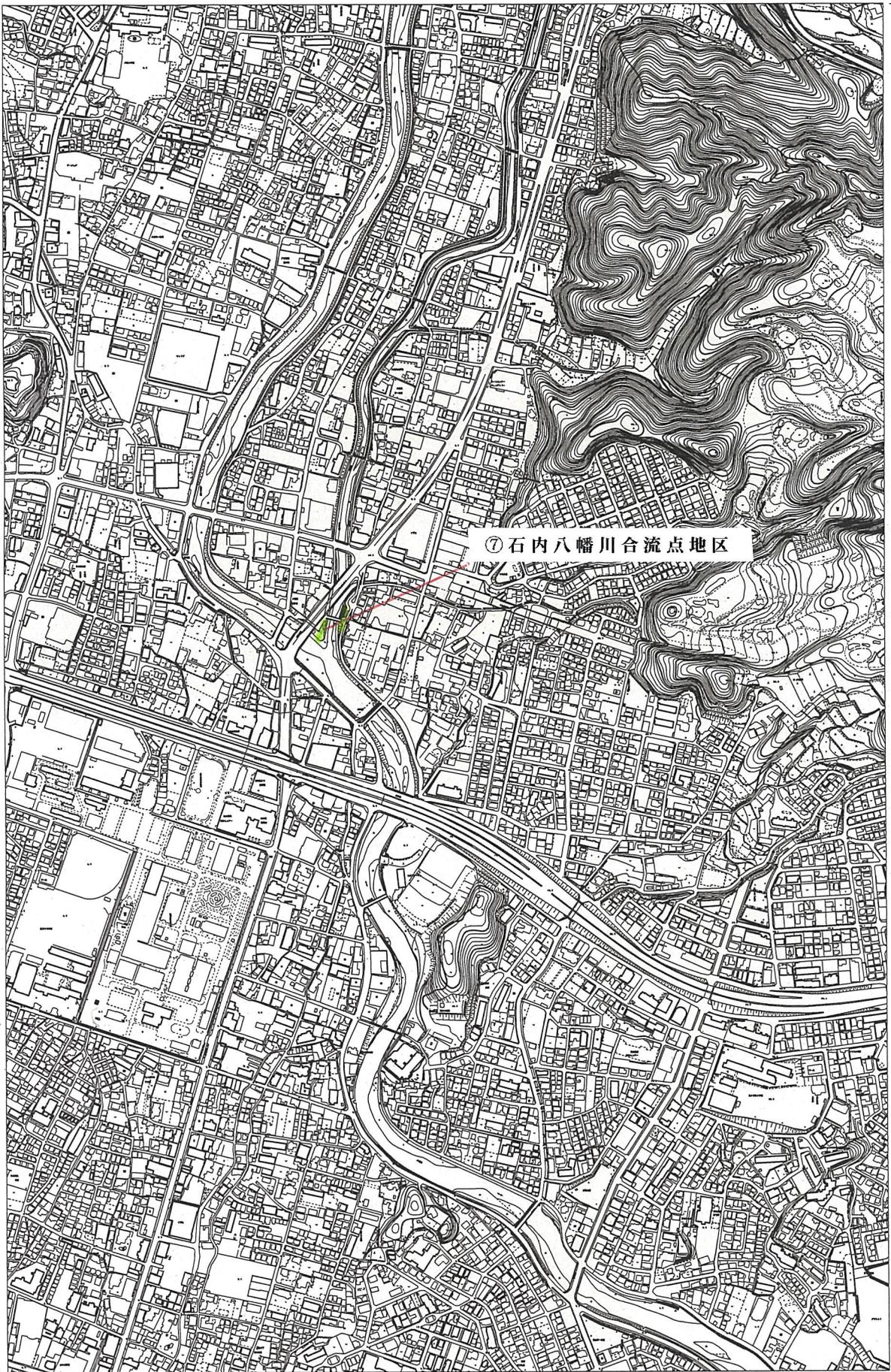
広島市

17543.15

19083.15

-178651.14

-178651.14



⑦石内八幡川合流点地区

-181061.14

-181061.14

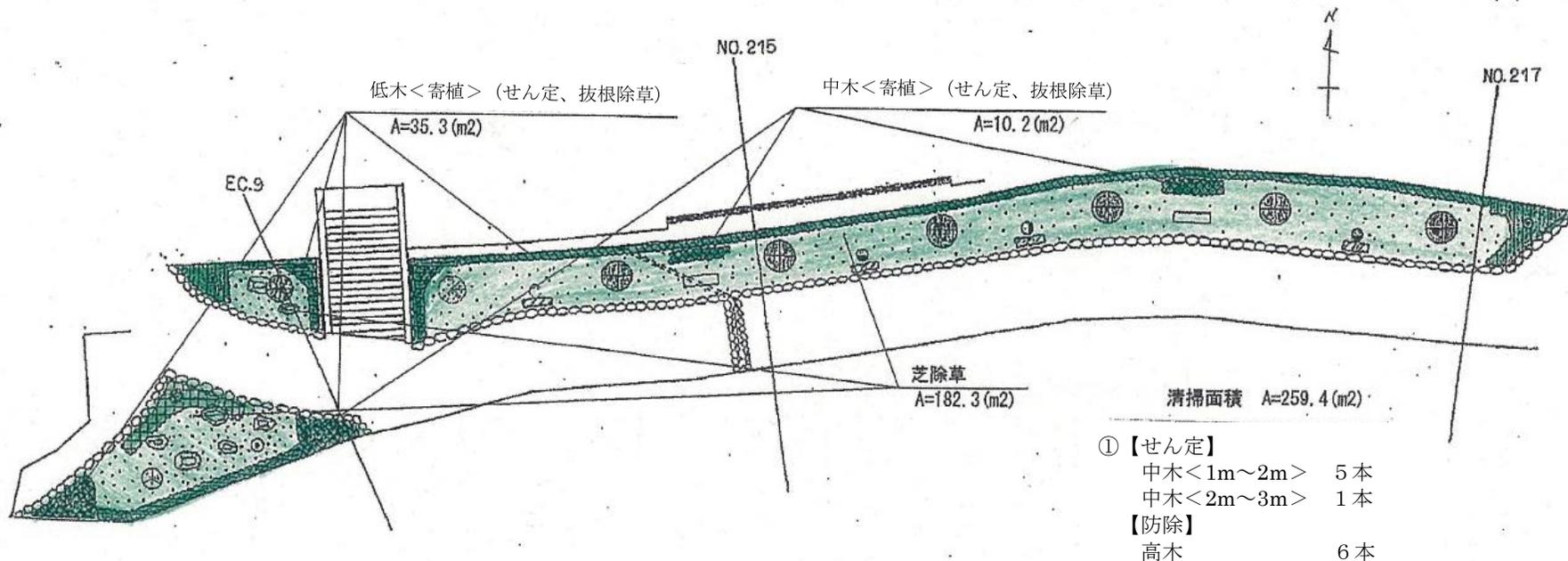
17543.15

19083.15

縮尺(1:10,000)

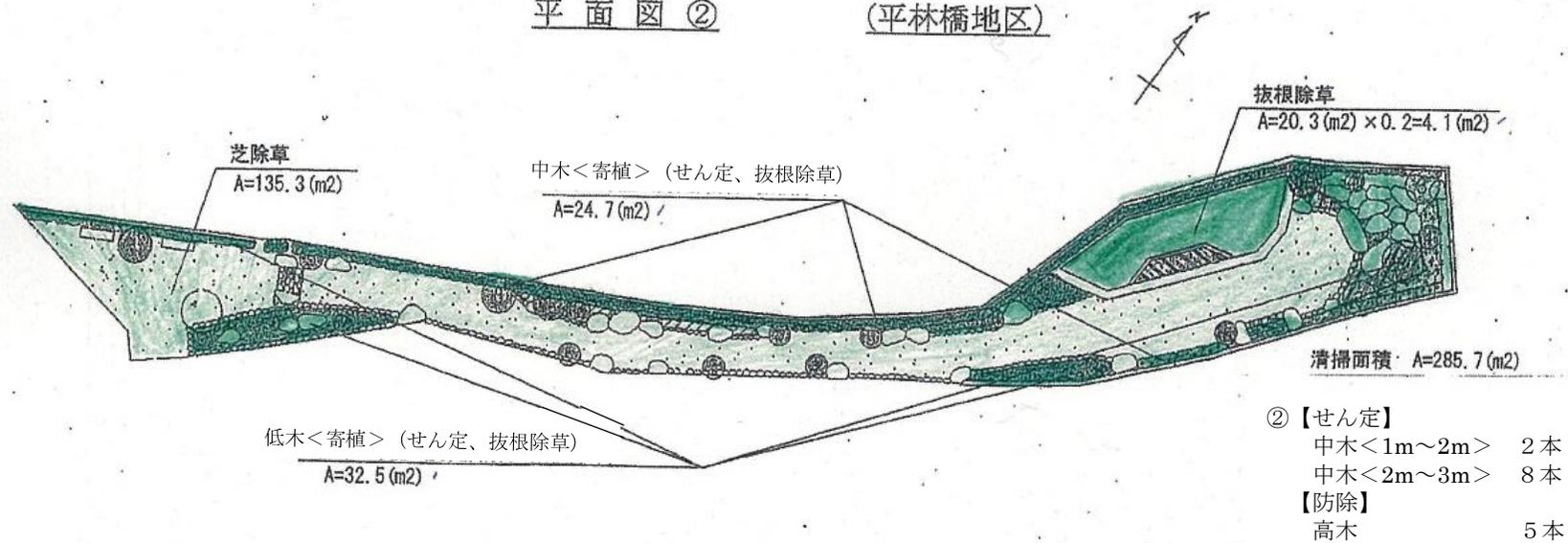
平面図①

(石内梶毛川合流点地区)



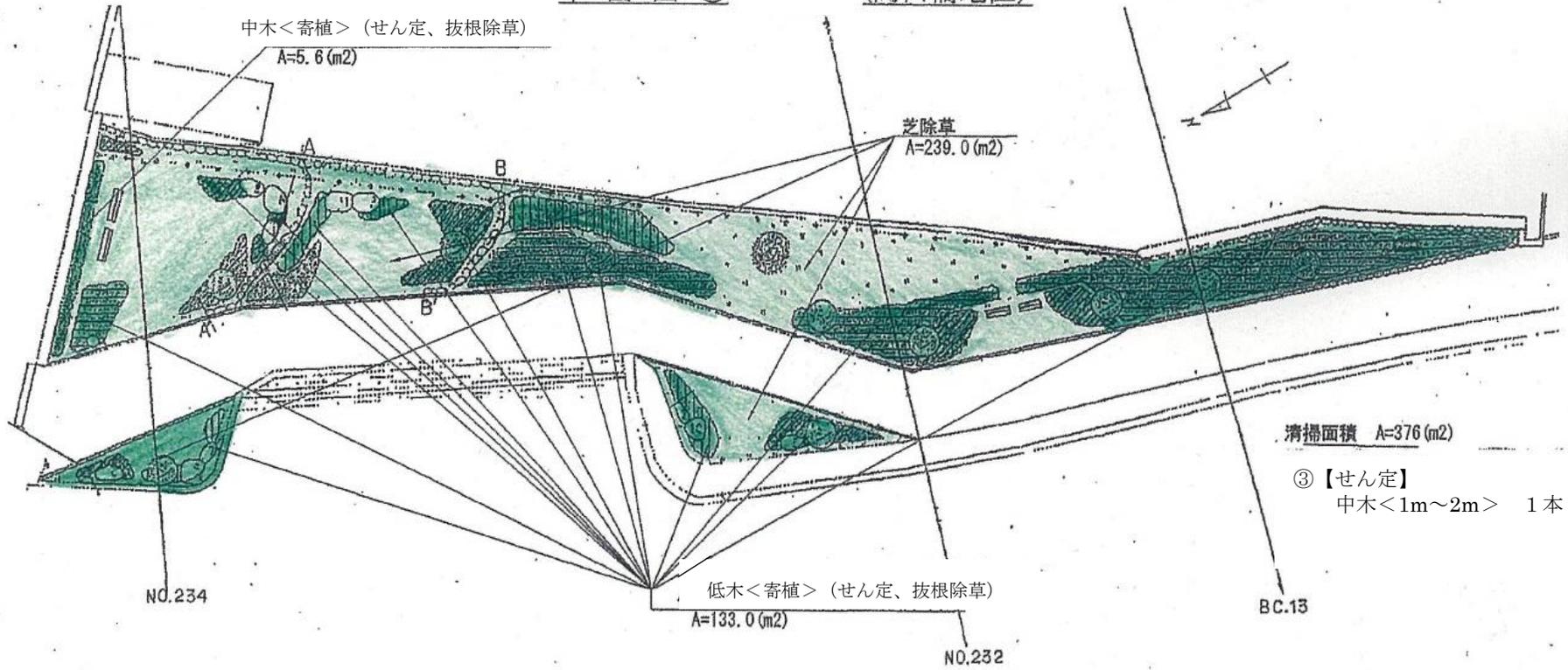
平面図②

(平林橋地区)



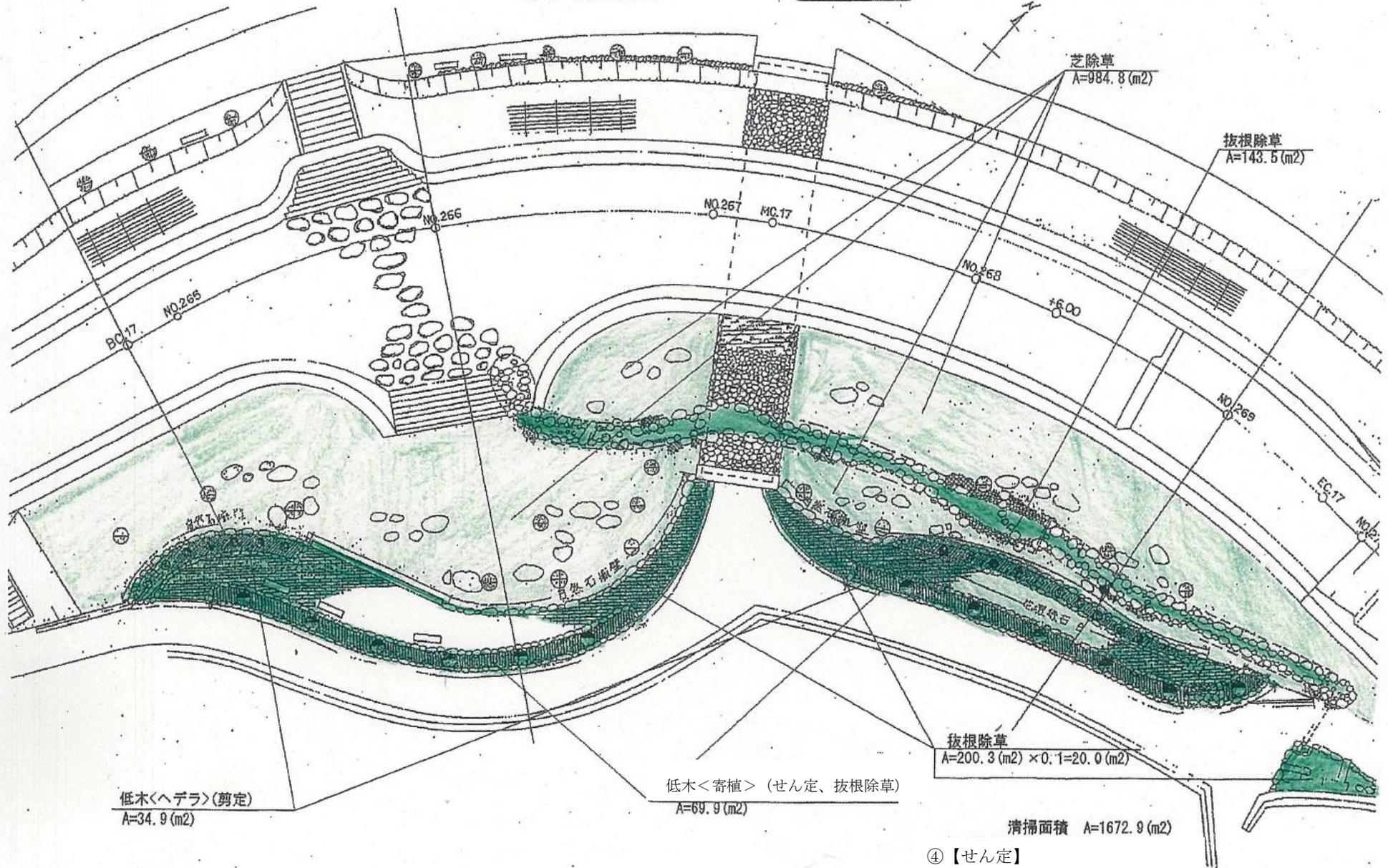
平面图③

(高田橋地区)



平面図④

(平岩地区)



低木<ヘデラ>(剪定)  
A=34.9 (m2)

低木<寄植>(せん定、拔根除草)  
A=69.9 (m2)

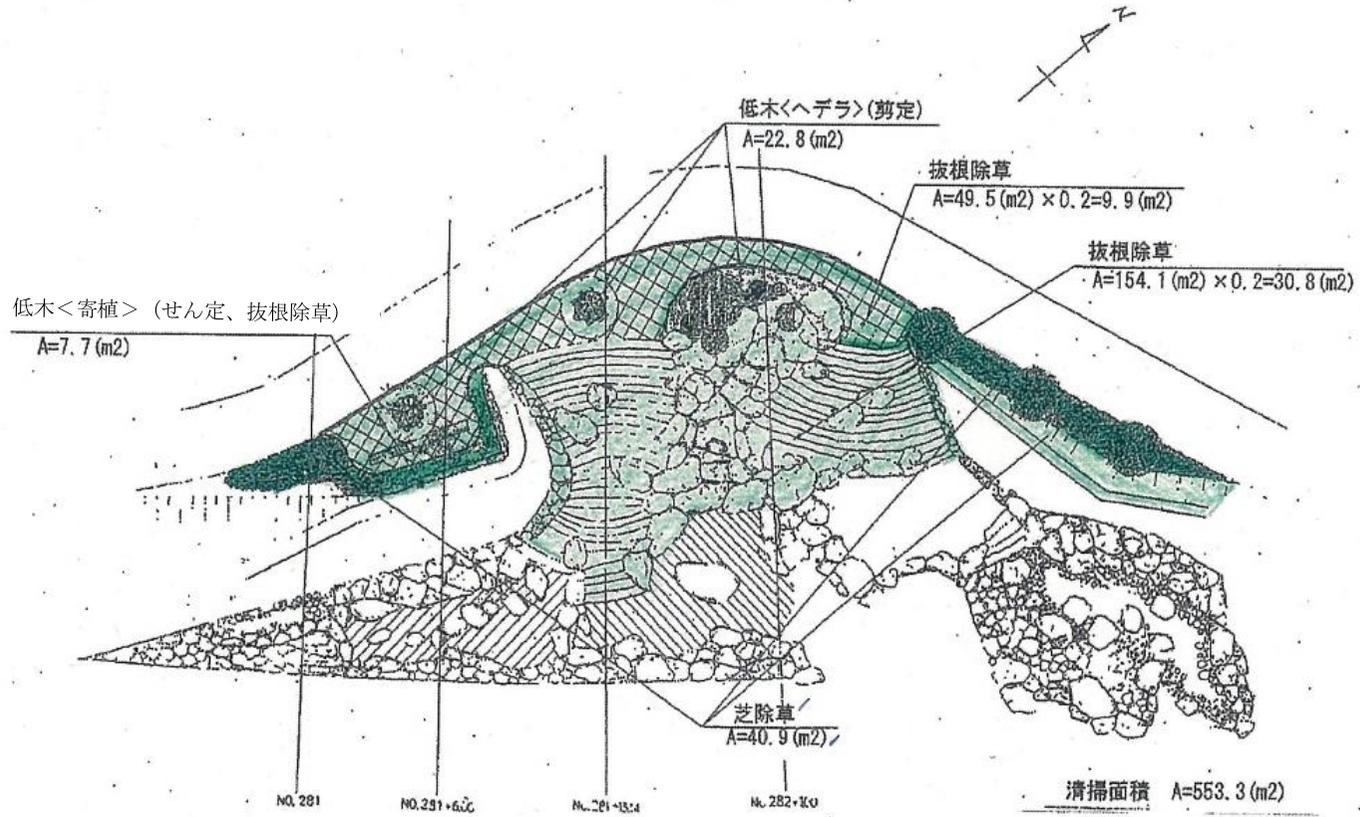
拔根除草  
A=200.3 (m2) x 0.1 = 20.0 (m2)

清掃面積 A=1672.9 (m2)

- ④ 【せん定】
- 中木<1m~2m> 3本
- 中木<2m~3m> 2本
- 【防除】
- 高木 11本

平面図⑤

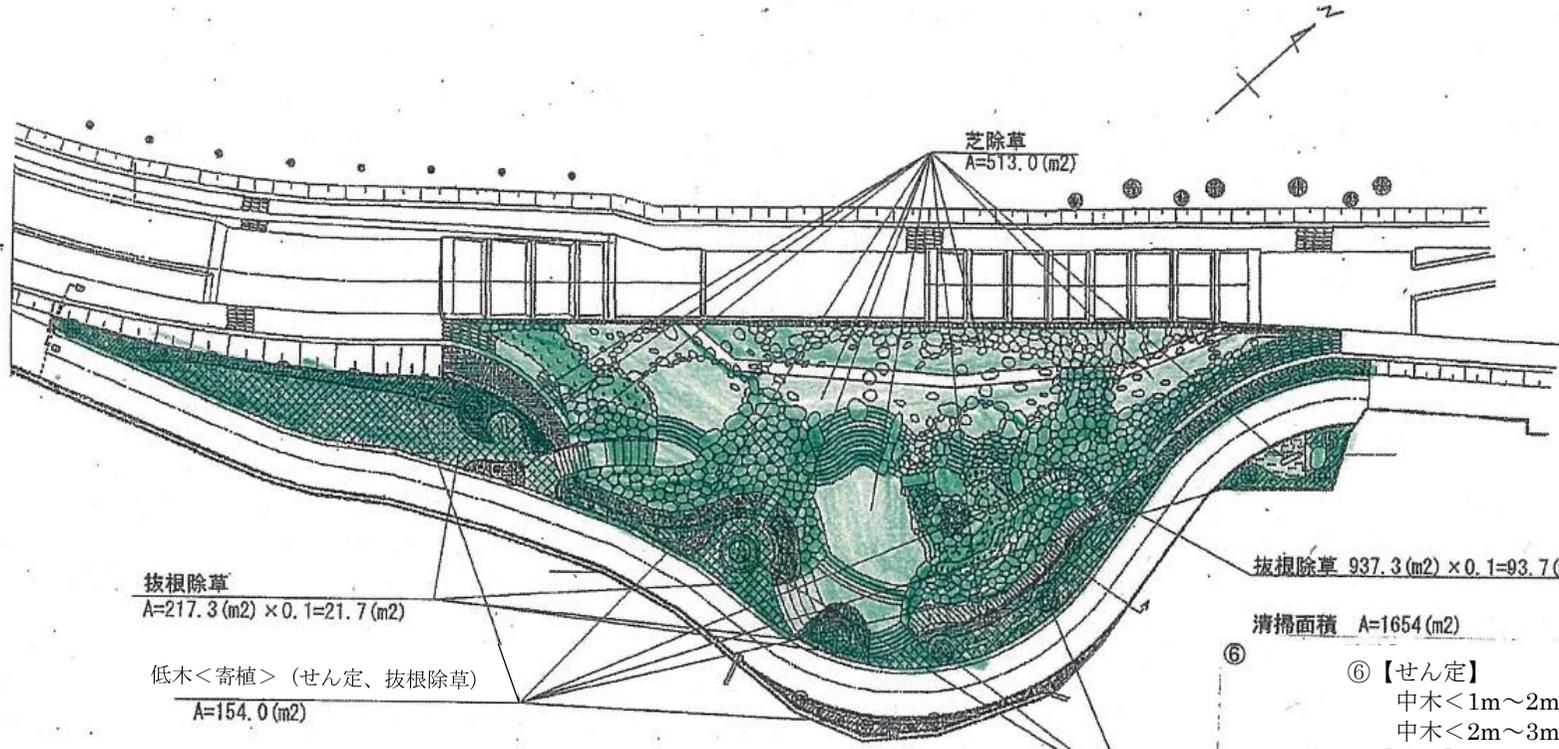
(大津橋地区)



- ⑤ 【せん定】
- 中木<1m~2m> 2本
  - 中木<2m~3m> 3本
- 【防除】
- 高木 3本

平面图⑥

(原田地区)



- ⑥ 【せん定】
- 中木<1m~2m> 1 2本
  - 中木<2m~3m> 1 2本
- 【防除】
- 高木 1 2本

